

令和元年度 瑞穂市障害者自立支援協議会

第1回全体会

- 開催年月日 令和元年10月8日(火) 総合センター5階 第4会議室
- 開 会 10時00分 / 閉会 11時53分
- 出席委員 安藤 邦章 ・ 牛丸 真児 ・ 宇野 睦子 ・ 加藤 央 ・
玄 景華 ・ 塩谷 岳二 ・ 伴 典行 ・ 林 たつ美 ・
棚瀬 友美 ・ 田宮 康弘 ・ 中島詩絵里 ・ 林 善太郎 ・
松本 深香 ・ 森 敏幸 ・ 山下 靖代
15名
- 欠席委員 国枝 武俊 ・ 杉本 千代 ・ 豊田 浩充 ・ 村井 寛人 ・
森 稚加子 5名
- 瑞穂市障害者自立支援協議会事務局
健康福祉部長 平塚 直樹 ・ 福祉生活課長 栗田 正直 ・
福祉生活課 庄司 洋 ・ 福祉生活課 桂川 伸哉

【議 題】

- 1 市の障がい福祉に係る状況について
 - ①瑞穂市障がい者総合支援プランに係る各種実績値の報告
 - ②令和元年度の障がい福祉について
 - ・第二次瑞穂市障がい者総合支援プラン(令和3年度～令和5年度)策定に関するアンケート調査の実施について
 - ・市民向け公開講座「聴覚障がいの基礎知識Ⅱ」
 - ・手話奉仕員養成講座について(本巣市・山県市・北方町との合同開催)
 - ③市内の福祉事業所等について
- 2 令和元年度の協議会の運営等について
 - ・瑞穂市障害者自立支援協議会規則について
 - ・各部会の進捗状況について
 - くらし部会 (田宮 部会長)
 - 相談支援部会 (牛丸 部会長)
 - 子ども部会 (林 部会長)
- 3 その他

会議の内容（抜粋）

1 開会 10:00

司会 定刻となりましたので、これより令和元年度瑞穂市自立支援協議会第1回全体会を開会いたします。

本日の会議は、定員25名、委嘱委員20名中出席者15名で過半数以上となりますので瑞穂市附属機関設置条例第8条の規定に基づき本会議は成立いたします。

はじめに、市長より皆様のお席にて委嘱状を交付させていただきます。

2 委嘱状交付（異動等による後任の委員の方々に委嘱状を交付）

《健康福祉部長より委嘱状の交付》

3 挨拶

会長 委員のみなさま、おはようございます。

本自立支援協議会も少しずつではありますが、取り組みを進めているところでございます。任期につきましても、昨年条例改正がなされ、2年任期から3年任期ということで、今年度はその任期の2年目でございます。異動等もございまして新たに3名の委員さんが委嘱されました。どうぞよろしくお願い申し上げます。今年度と来年度の2年ということですが、次期瑞穂市障がい者総合支援プランの策定もございますので、本日、委員の皆様の活発なご意見を頂ければと思います。

健康福祉部長

皆様、おはようございます。また、本日は瑞穂市障害者自立支援協議会の第1回全体会を開催しましたところ、お足元の悪い中、お集まりいただき誠にありがとうございます。日頃は福祉行政、中でも障がい福祉施策に格別のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。この場をお借りしてお礼申し上げます。

開催が遅くなりまして申し訳ありませんでした。本日は、第1回の全体会ということでございますが、本協議会も部会活動などだんだん形になってきているかなと感じるところでございます。

本日は議題も沢山ございますので、委員の皆様には活発なご意見を賜りまして瑞穂市の障がい者施策に反映させていければと思います。本日はよろしくお願い申し上げます。

司会 ありがとうございました。それではこれより議事に移らせていただきます。
これからの議事進行は瑞穂市附属機関設置条例第7条第3項に従いまして会長
である玄委員に議長をお願いすることになります。よろしくお願いします。

4 議事

会長 ご指名をいただきましたので本協議会の議長を務めさせていただきます。協
議会の進行になにとぞご協力をよろしくお願いいたします。

まずは本委員会の会議録について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 会議録の作成方法や確認方法について3点ほどご提案をさせていただきます。
まず1点目は会議録を要点筆記とさせていただきたいと思います。2点目は発言
した委員の氏名は実名ではなくA委員、B委員というように記載をさせていた
だきたいと思います。3点目は作成した会議録の確認方法につきましては会長、
副会長に確認をしていただき了承を得てから会議録として公開とさせていただ
きたいと思います。よろしくお願いします。

会長 それでは、事務局案に賛成の方は挙手をお願いします。

《全員挙手》

会長 挙手全員でありますので、本委員会の会議録は、要点筆記とし、発言した委
員の実名は記載しないこととし、会議録は会長、副会長の了承を得て公開する
こととします。

こちらは、瑞穂市のホームページに自立支援協議会のページがございます。
そちらに公開されますのでご覧いただければと思います。

会長 引き続きまして、本協議会の部会長の選出について審議します。
事務局より説明をお願いします。

事務局 子ども部会長におきましては、長年、もとす療育支援センターの武内委員に
お世話になってきましたが、この春に所属を退職されましたので、部会長が空
席でございます。委員の後任として同じくもとす療育支援センターの林様に委
員をお願いすることができました。療育現場での実務経験も豊富で、障がい児
に関する関係機関とのネットワークも密な林委員に子ども部会長をお願いでき
たらと考えております。

会長 只今、事務局より説明がございましたが、何かご意見ございますでしょうか。

(意見なし)

会長 それでは、事務局案に賛成の方は挙手をお願いします。

《全員挙手》

会長 挙手全員でありますので、子ども部会長につきましては、林委員にお願いします。事務局と連携しまして、子ども部会の活動をよろしくお願いします。

会長 それでは議事１「市の障がい福祉に係る状況について」から順に進めてまいります。①の「瑞穂市障がい者総合支援プランに係る各種実績値の報告について」、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは資料に基づき説明させていただきます。

《資料「平成３０年度実績報告（抜粋）」、資料１、を基に説明
＊説明部分省略》

会長 ありがとうございました。只今、事務局から説明がございました。内容等で何かご意見等ございませんか。

瑞穂市は県内でもまれな人口増加自治体ということで、その中でも、療育手帳、精神手帳の所持者がかなり増えてきているという説明でございました。

A委員 資料１の手帳所持者の表ですが、市の手帳所持者比率が４.３４％で、全国平均の６％を大きく下回っています。そのあたりはどのように捉えていますか。

世界的に障がい者の出現率というのは、統計的に６％という数字が出ていて、この数字は変わらないですね。１００人の方がいれば６人は何等かの障がいをもっておられるということを捉えて、それに対する福祉政策を進めていかなければならないと思います。

瑞穂市では４．３４％ということですが、この数字は瑞穂市の、ある意味、特性をよく表しているのではないかと思います。要するに、障がい者は家の中に、ということです。国も障がい者は施設へという発想がずっとあったわけですが、今や共生社会という考え方になりました。瑞穂市では、昔の古い体質がまだ残っていると思いますから、やはり行政として手帳発行（取得）をどのよ

うに進めていくか、市の障がい者支援プランでも述べられていますが、アウトリーチの思想、要するに手を差し伸べるという思想を全面に出していくべきであらうと思います。

事務局 実績報告の資料の13ページに、A委員がおっしゃられた障がいの特性に応じた相談体制の充実ということで、計画の中で初めてアウトリーチ体制の構築という内容を記載しました。現在、まだ体制の構築には至っていませんが、直接出向いていくということを考えなければと思います。

家からなかなか出られないという方にどうやって手を差し伸べていくかという課題にアウトリーチの視点から取り組んでまいります。

会長 実績報告の資料の40ページから、第5期障害福祉計画と第1期障害児福祉計画の計画数値と昨年度、平成30年度の実績値が記載されていますが、いかがでしょうか。

それでは、議事1の②令和元年度の障がい福祉について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは資料に基づき説明させていただきます。

《資料2を基に説明 *説明部分省略》

会長 事務局の方から説明ありました「ヘルプカード」の作成については、市内の方からの要望という背景もございますが、いかがでしょうか。何か質問とかご提案等ございましたら。

B委員 実際の話なのですが、ある方が今のヘルプマークを身に着けて岐阜駅にいた時に、見ず知らずのおばあさんさんからひどいことを言われてかなりショックを受けて帰ってきた、という話がありました。こういうものを作るときは、広報をいかにやっていくか、教育委員会と連携したり、自治会等に広報したりするなどしていく。こういった支援が必要な人たちに対して、このような場合に、こういった支援をして下さい、ということを徹底しないといけない。そうしないと障がい者の方たちが委縮するようなことになってしまうと思います。

C委員 民生委員として私は支援する側なのですが、ヘルプマークは赤い色なので、着けているとよく目立つ、電車などでも身に着けている方を見かけると、何かあったら支援しないとイケないのだなという意識で対応しているのですけど、

先日、泊りがけのバスツアーに出かけたとき、4人の方がヘルプマークを着けていらっしゃいました。声をお掛けしてどのような支援が必要なのか尋ねたら、4人の方は心臓の障がいのあるかたでした。ご本人たちも、心臓の障がいがあるので何かあったら助けてくださいとはっきりおっしゃられたのです。

こういった（ヘルプ）カードは、救急隊員の方等は探すことができるのですが、私たちは分からないということもあります。要望された方はこういうものを持っているということで何かしら利便性があるということで要望されたのだと思いますが、支援する側がどのような場合に、どういった支援をするのかということをしっかり分かっていないといけないと思います。

事務局 地域の方々の理解を深めるという課題があるということで、そのあたりの検討を進めてまいります。

D委員 当事者団体として感じていることと、それから会員の方々の意見を聞いてみましても、こういったヘルプマークやヘルプカード、おもいやり駐車場の駐車マークにしても、先ほどのバンダナにしても、このような制度は何かこう唐突に出てくるような感じなのです。特に、駐車マークなどはホームセンター等で売っていたりする中で、おもいやり駐車場制度が果たしてうまくいくのかどうか心配です。ヘルプマークは、ステッカーがあって、細かいことをそこに記入してヘルプマーク本体の裏面に貼ることもできるのですが、使っているとぶよぶよになってしまうのです。そういった問題もあるのです。こういった制度は会員の方も不安に思っているのではないかと思います。

会長 いろいろとご意見をいただきました。さまざまな課題もあることが分かり、時間がかかるかと思っています。さきほどの実績報告の38ページの所で、「障がい者に関するマーク」の周知・啓発では、広報みずほやホームページなどで定期的に啓発を行っているということで、そのあたりを充実して、継続してやっていただいたり、あとは何か大きな大会やイベントなどの機会に、市民の方と言いますか、支援する方々にもご理解をいただいたりしないとなかなか難しいのかなと思います。今後の課題ということでよろしくお願いします。

《資料3、4を基に説明 *説明部分省略》

会長 事務局より説明がありましたが、資料3については、瑞穂市障がい者総合支援プランの中でも令和2年度までに整備するという基幹相談支援センターと地域生活支援拠点についてです。ご質問やご意見ございますでしょうか。

こちらは、次回の全体会でもう少し詳しい内容が分かりますでしょうか。

事務局 現在、工程表を作成しております。いつ頃にどんなことをやるのかというスケジュール表です。議会の関係もございます。年度末にはもう少し具体的なお話ができると思います。

会長 資料3については、今後ご意見等ございましたら、事務局までお願いします。資料3については、令和3年度～令和5年度までの計画の策定に向けてのスケジュールとなっております。おおむね前回と同じ流れになっているかと思いますが、ご意見ございましたら。

E委員 アンケートについては、当事者の方の全数調査ということで、丁寧にアンケートをとられるという印象を受けておりますが、障がいをお持ちでない方、要するに一般市民の方のご意見というのはどのようにとられるのかという点です。
先ほどから、一般の方への浸透を図るとか、PRをするというご意見が出ているところです。県でも、県政世論調査では、“障がいのことについてはよく分からない”といったご意見が5割を超えるという状況でございます。市民の方々に障がい者についての施策についての印象など、そういった声を吸い上げて、市全体の施策に反映させていくということも大切なことだと思います。もちろん当事者の方の声を聞くのは大切なことですが、そのあたりどのようにお考えでしょうか。

事務局 地域の方々の障がい福祉に対する理解、そしてヘルプマークを始め地域の方々への周知・啓発ということが先ほどから委員の皆様からご意見をいただいております。支援する側の理解促進が大切であるということを感じています。
今回のアンケート調査の委託発注時点で、そういった視点が抜けておりましたので、今後検討してまいりたいと思います。

会長 そういった視点も検討していただけて進めていただければと思います。
この計画策定については、本自立支援協議会においても随時報告させていただきます。

会長 瑞穂市内の福祉サービス事業所について事務局より説明をお願いします。

《資料5を基に説明 ＊説明部分省略》

会長 徐々にではありますが、施設ができてきているという印象です。短期入所、ショートステイについては、平成29年7月から空床型で開始されています。ご質問等ございますでしょうか。

B委員 22番の生活訓練場ふれあいホームみずほですが、表の下の方で生活訓練できないとなっていますが、こちらは違うのですか。

事務局 生活訓練場ふれあいホームみずほについては、地域生活支援事業の中の生活訓練等事業として行っております。障がい福祉サービス給付としての生活訓練（自立訓練）とは別になります。生活訓練場の訓練内容としては、夕方から施設に入って、支援員のかたと一緒に夕食を作ったり、ベッドメイクしたり、入浴したりといった日常生活の訓練を行うものです。一泊、時には連泊して、翌朝にはまた事業所に出かけていくといった形になります。

B委員 さきほどの地域生活支援拠点等の整備のお話の中でも、緊急時の対応とか、ショートステイの話もありましたが、せっかくこういう施設があるのでしたら、予算や人員のこともあるかと思いますが、既存のものを活用してはどうかと思います。

会長 ありがとうございます。それでは議事の2ということで令和元年度の協議会について事務局より説明を求めます。

《資料6を基に説明 ＊説明部分省略》

会長 これは、瑞穂市障害者自立支援協議会規則ということで、自立支援協議会は瑞穂市附属機関設置条例に規定されているだけでした。ルールづくりが必要ではないかということで、素案という形で出させていただきました。プロジェクトチームの設置など専門性が必要なところもございまして、部会以外にプロジェクトチームをつくる、そして第6条のところで個別支援会議を明確にしていきたいというところがございます。困難事例も含めて、地域の中の特性も個別支援会議でしっかり把握して、そういった課題が専門部会にあがってくるというかたちで素案となっています。委員の方々、何かご質問等ございますでしょうか。

F委員 先日の事務局会のときに、見落としていましたが、第5条の第3項ですが、プロジェクトチームに代表を置き、当該部会に属する委員の互選によってこれ

を定めるとありますが、プロジェクトチームは部会ではないので、当該部会はどうなのかという点と、委員の互選によって決めるというのはどうなのかなどと思います。まだプロジェクトチームが無いのでイメージがわからないのですが、全体会なりでこの人にプロジェクトチームをやってもらおうと決めるのであれば、互選ではないですし、何かをやろうと目的をもって作るチームなので、チームを作って代表を決めるのか、代表を決めてその代表がチームを構成するのか、そういったところはどうしたらよろしいでしょうか。

会長 これはまだ素案なのですが、第5条の中のプロジェクトチームを設置できるとありますが、特別な課題について取り組むプロジェクトチームを事務局会として全体会にて承認されたうえでのプロジェクトチームの設置ということになりますので、当該部会ではなく、全体会の委員の互選とするか、文言の検討をさせてください。その際に代表の方は基本的に自立支援協議会の委員の中から選ぶこととなりますが、それ以外にプラス、オブザーバーと言いますか、専門性のある人を選出してチームを組んでもらうという形になると思います。

G 委員 以前、自立支援協議会で、一宮の社会福祉法人の方をお招きして研修を行ったかと思いますが、その研修に参加させていただいて、これは積んでいくのだなと、その積んでいく一番の元がこの個別支援会議で、その個別支援会議でいくつかの意見が出されて、ああこれは必要ねという意見が出てきて、それが、ここで言う部会になるのかと思いますが、部会にあがってきて、それが積みあがって全体会にいくと。その積みあがっていくという意味で、この個別支援会議がここに入るのは非常に良いことだなと思います。その個別支援会議が具体的にどのように展開されていくのかというところが今は一番大事なところだと思います。

F 委員 個別支援会議の課題をあげるにはどうしたらよいかというところで、相談支援部会で事例検討して分析して数値化した結果、こういった課題が瑞穂市では多いから、その課題に瑞穂市は取り組んでいくべきだということを事務局会にあげました。事務局会はその課題について、交通整理のような役割を担っているんで、この課題は特別に取り組む課題であるとなったときに、プロジェクトチームを設置できれば良いかなと思います。

会長 文言等については再度、事務局会で検討し、第2回の全体会で提示させていただきます。つづいて部会活動について報告をお願いします。くらし部会お願いします。

H委員 昨年度はなかなか活動ができませんでした。今年度は、地域生活支援拠点の整備等が課題ですが、なかなかイメージがわからないので、近場で視察等でできればと事務局と相談しています。また権利擁護、成年後見制度の利用促進に関しまして、市の方で高齢部門とともに準備室を立ち上げているので、そちらに参加させていただいて、勉強を進めていく。また相談支援部会の方でケース検討をしてみえますが、そこであがってきた課題を少しずつでもと取り組んでいければと思います。

会長 相談支援部会をお願いします。

F委員 相談支援部会では、さきほどからありますように、相談支援員が日々の業務の中から感じた課題を掘り下げて、まとめて、数値化して、皆様にお知らせするという目的をもって取り組んでおります。今年は5月に部会を開催して5事例取り組みました。いずれのケースも緊急時の短期入所が必要なケースでしたので、地域生活支援拠点に期待したい所です。そして出来れば近隣市町に短期入所施設ができればすごく助かると思っております。そのほか、児童発達支援を見守り目的で利用するという新しい事例もあり、それも検討しました。

前回お渡ししたような分析ですけれども、数値化するにはサンプル数が必要で、半年に一度とするとサンプル数が少なくて傾向が偏ってしまう恐れがあるので年に1回の報告とさせていただいて、しかし取り急ぎ取り組むべき課題はその都度報告させていただきます。

会長 続きまして、子ども部会をお願いします。

I委員 前任から引き継いだばかりというところではありますが、昨年度、医療的ケア児の協議の場の設置ということで、児童発達支援事業所のオーロラの藤田先生をお招きして講座を行ったということで、今年度もお知恵をお借りできればと考えています。そして、お子さんを育てるお母さんたちは、どこに、どのタイミングで相談したらよいのか悩まれている方が多いので、そういったパンフレットの作成と、ネットでの公開、情報提供ができればよいかなと考えております。

会長 只今、それぞれの部会長から報告がございましたが、いかがでしょうか。
委員の皆様にはいずれかの部会に入らせていただいておりますとお力をお借りできればと思います。

会長 それでは本日の議題は全て協議されました。これで会長の任務は終了させていただきます。議事進行がスムーズにできたことを感謝申し上げます。次回の全体会は3月になるかと思いますがよろしくお願いします。

事務局 会長を始め委員の皆様には長時間にわたり慎重審議いただきありがとうございます。
いました。

 以上をもちまして、本日の会議を閉会させていただきます。

相談支援部会

個別支援会議事例分析

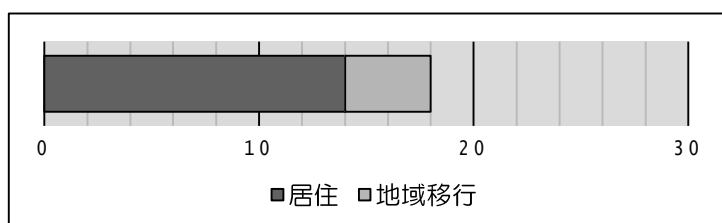
平成30年度報告

はじめに

取り上げた事例の生活機能と背景因子について分析する。課題を大きく10のカテゴリーに分類した。小さくは20に分類している。詳細な件数は別紙にまとめる。ここでは各分類で多かった課題や、検討が必要と思われる内容について記載する。

カテゴリー：くらし

入所系サービスの利用がない、自立度の低い障害児・者にとって「介護者亡き後の支援」は、将来の懸念要素である。入所系サービス事業所の充実、継続的な課題となっている。また、「介護者亡き後の支援」を課題とする事例の多くは、「緊急時の支援」も課題となっている。

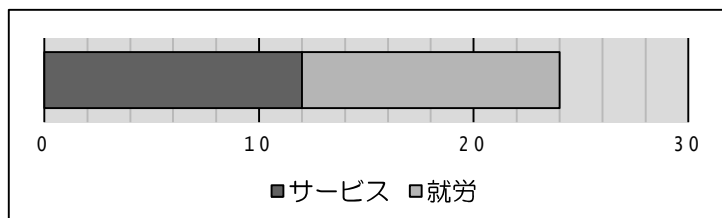


今回の事例では取り上げていないが、グループホームの空室がアパートの2階にあるが、半身麻痺により階段が上がれない理由で利用できず、他に空室ができるまで一時的に介護老人保健施設へ入所せざるを得なかったケースもある。事業所はあっても、バリアフリーがなされていない理由で利用できない場合等は、「障害特性に適した暮らしの場の確保」として十分とは言えない。

また、「精神科病院からの地域移行」、「入所施設からの地域移行」、「矯正施設からの地域移行」は、それぞれが事例として取り上げられたことから、困難ケースとなりやすいことが推察できる。

カテゴリー：日中活動

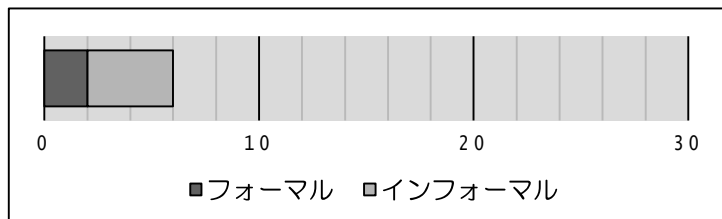
知的障害を伴わない、ただし介護を必要とする身体障害者の日中活動先を課題とする事例が、複数取り上げられた。身体障害者の就労先として地域企業への啓発、それに介護を伴う方法の検討、介護保険サービス事業所の入浴設備等を共生型サービスとして利用、といった事柄について調査する必要がある。



重度知的障害児の利用に応じられない放課後等デイサービス事業所の事例も、複数取り上げられた。サービスの本来の目的に立ち返り、支援の質の向上が求められる。「サービス事業所の不足」と「サービスの質」は同義である場合も多い。

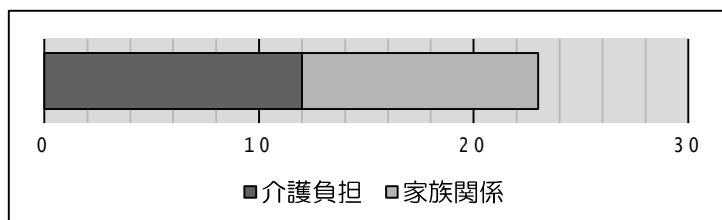
カテゴリー：余暇社会参加

前項目、知的障害を伴わない、ただし介護を必要とする身体障害者の日中活動先を課題とする事例等は、インフォーマル資源の活用も期待されるが、現状、選択肢は多くない。また、介護タクシーが高額であるなど、移動手段等にも問題がある。これらについての相談窓口が明確でない、との意見もあった。



カテゴリー：家族

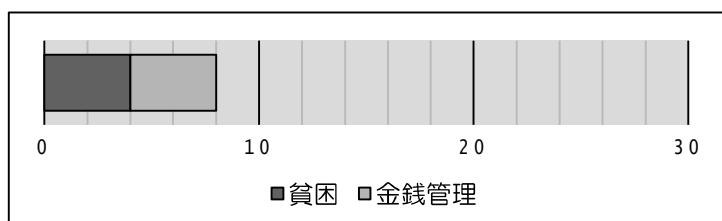
「行動の問題による介護負担」を多くの事例が課題にしている。また、「家族の介護能力が低い」を課題とする事例も目立つ。障害福祉サービスの拡充が、家族の”サービスありき”といった他力的な考え方を促進し、結果として家族の介護能力を弱めたとも考えられる。サービスの利用が叶わないとき、本人と家族が共倒れになることも懸念される。そのような家族には寄り添って助言のできる支援者、関係構築された二人三脚のできる支援者の存在が必要不可欠となる。



また、家族に障害者が複数いる事情により、治療のための長期入院が困難になった事例や、家族関係の破綻、キーパーソンの不在が原因で、長期社会的入院となっている事例も取り上げられた。

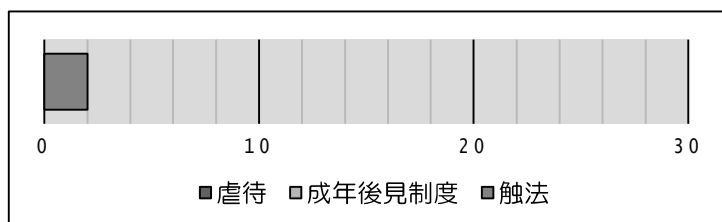
カテゴリー：経済

今回、年金制度等の活用などにより、経済を課題とする事例は多くなかった。しかし、精神障害者の事例には「出費が多い」、「借金」といった課題もみられた。生活困窮者自立支援事業等との連携が望まれる。



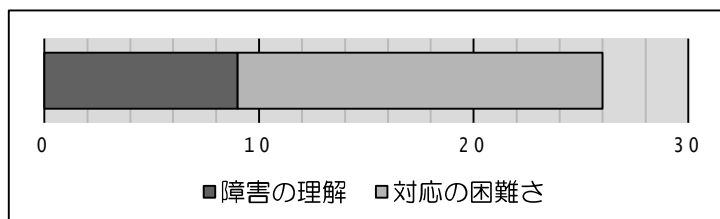
カテゴリー：権利擁護

今回は「虐待」、「成年後見制度」の小分類に該当する事例はなかったが、「触法」の事例が取り上げられた。「触法」は「偏見」に伴う日中系の確保、「類犯防止」に向けた背景因子の特定等、多機関との連携が必要であり、長期に渡る困難な支援が求められる。また、現状は連携先を開発する必要もある。



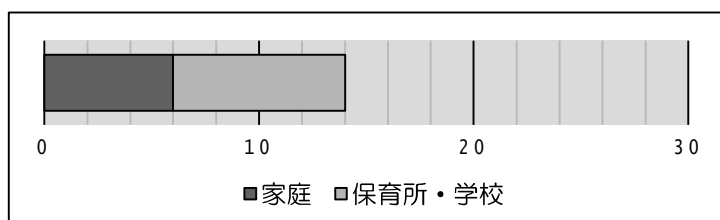
カテゴリー：障害特性

精神障害者の事例には「本人に病識がない」、「家族の理解が不十分」の課題により支援を困難にしている場合が多く、家族負担が大きい事例には「支援者の理解が不十分」の課題が多いといったように、それぞれの事例が小分類に満遍なく該当した印象となった。支援の困難さをそのまま表した項目とも言え、高点数となった。



カテゴリー：子ども

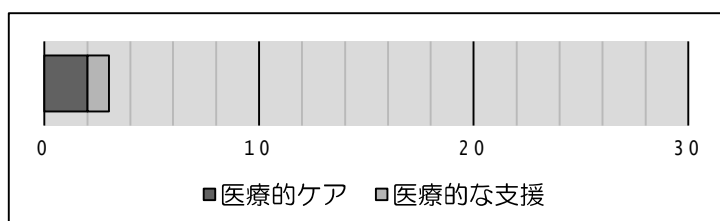
親の養育能力の不足と、重度知的障害児の利用に応じられない放課後等デイサービス事業所の事例が目立った。本来、療育を目的とする放課後等デイサービスが家族に寄り添う支援を行えないため、その代替として居宅介護にそれを求める事例が取り上げられた。放課後等デイサービスのあり方も含め、調査する必要があると思われる。



重度知的障害児の思春期には心身の崩れる場合が少なくなく、家族、支援者ともに困惑する事例もあった。その後の進路も含め、継続的な支援が必要である。

カテゴリー：医療

重度知的障害児の診療拒否の事例があり、医療機関の体制上の問題、障害に対する理解不足、家族の調整力不足等が原因として考えられる。地元診療所へ協力依頼を行うなど、資源確保の可能性について調査が必要と思われる。



精神障害者の症状悪化による暴力のため、同居家族が危険になった事例も取り上げられた。緊急時には医療等の関係機関との連携を図り、迅速な危機介入が求められる。

考察

一宮市の事例検討方法により行った、初めての試みとなった。

年度後半からの取り組みのため事例件数が10件であったにも関わらず、高点数の項目は相談支援専門員が日頃の業務で抱く不足資源と概ね一致しており、課題の数値化に有効性を感じている。今後は、各項目を瑞穂

市の地域性に合わせて修正することも考えたい。また、事例検討では個々の事例の事象に留まらず、事例提供者の意図以上に広がりを見せ、資源に関する様々な意見交換が行われた。これも大変有用なこととなった。

そのような課題の抽出から、今後の自立支援協議会において、取り急ぎ調査する必要があると思われる事項を次のようにまとめた。全てを一度に取り組むことは難しいが、まずは問題提起を行いたい。

1つ目には、医療機関による診療拒否の課題。重度知的障害児・者に対する診療拒否については、今回の事例以外にもたびたび散見され、幼児期からのかかりつけ医が存在しない方等にとって、新規受診先を調整することは困難である。その場合は、緊急時の受診についても逼迫した課題である。しかし、そのような重度知的障害児・者であっても親身に相談に乗り、工夫をして治療を行う地域診療所も存在する。協力体制を依頼することが可能かを含め、調査が必要かと思われる。

2つ目には、放課後等デイサービス事業所による利用拒否の課題。本巣市や大垣市等においては、障害児が特別支援学校に通学しているか、特別支援教育を受けているかにより、利用量の制限、審査を行っている。制限や審査の不備が、支援のしやすい軽度障害児の利用の促進となり、支援の質の向上を妨げ、本当に必要とされる重度障害児の利用を阻害している可能性がある。そもそも、障害福祉サービス事業所は、サービスの提供拒否を禁止されている。他市町の状況の調査も含め、瑞穂市の放課後等デイサービスの今後のあり方を検討する必要がある。

3つ目には、当事者と寄り添う相談窓口の課題。相談支援専門員が寄り添うことは当然であるが、その上で、療育や身体障害等それぞれに専門性をもった支援者が家族と関係構築を行い、場合によっては指示的に助言できることが、本人、家族のQOL向上を図るために重要である。これまでそれを担っていた存在、今後の資源開発の可能性について調査する必要がある。

4つ目には、介護保険サービス事業所の障害児・者利用の課題。事例にあった入浴設備の利用の他、瑞穂市に不足する短期入所は、介護保険サービス事業所の小規模多機能を共生型サービスとして利用することが制度上可能である。共生型サービスは、厚生労働省の示す地域共生社会の実現に向けて創設された制度であるが、県下においても未だ浸透はしていない。潤沢な介護保険サービス事業所の利用は障害児・者にとっても利益となるものだが、共生社会の実現は今後の瑞穂市の地域福祉においても目指すべき形であると思われる。介護保険サービス事業所に対して説明を行いつつ、利用の可能性について、調査する必要があると思われる。

5つ目には、知的障害の伴わない、身体障害者の就労先の課題。今回の事例は介護を必要とする場合であったが、作業の配慮、移動のバリアフリー、洋式トイレの設置等がなされれば、一般就労が可能な障害者もいる。現在は、障害者就業・生活支援センターと連携して就労先の調整等を行うが、市外となる場合が多い。また、希望するような配慮が不足し、就労に結びつかない場合もある。瑞穂市の企業に対して障害者雇用を啓蒙し、特定求職者雇用開発助成金など企業側のメリットについての説明も行い、身体障害者が地域で安心して就労する場の確保を目指す必要がある。

6つ目には、触法障害者の支援の課題。罪の意識に乏しく、環境要因が影響して犯罪を繰り返す知的障害者に対しては、その背景因子の特定、社会生活への復帰等、多機関連携が必要であり、また、地域社会の中で更生させるための取り組みや、地域の理解を広げていく活動が必要である。

相談支援専門員は、その業務において日々様々な事例と向き合い、解決策を模索している。毎日、解決のために利用できる資源を求めている。自立支援協議会で資源の創出がなされるのであれば、それは翻って障害児・者の利益になる。現在の相談支援部会は、そのような共通認識のもとで取り組んでいると感じている。今後も相談支援専門員同士が議論しやすい場を設け、今回のような事例検討を通じた不足資源の洗い出しに努めていき、障害児・者が豊かに暮らせる瑞穂市の実現を目指していきたい。

別紙

大 分 類	小 分 類	課 題	件 数	
くらし	居住	障害特性に適した暮らしの場の確保	4	14
		居住系事業の不足・人材不足	1	
		不衛生、ゴミ屋敷等の環境の問題	1	
		介護者亡き後の支援	4	
		緊急時の支援	4	
	地域移行	精神科病院からの地域移行	2	4
		入所施設からの地域移行	1	
		矯正施設からの地域移行	1	
日中活動	サービス	サービス事業所の不足	5	12
		サービスの質	4	
		人材不足	3	
	就労	家族の介護と仕事の両立ができない	5	12
		就労の場の確保	3	
		本人に見合った就労支援	4	
余暇社会参加	フォーマル	外出支援が十分に受けられない	2	2
		行動援護サービスの不足	0	
	インフォーマル	ボランティアが少ない	0	4
		活動の場がない	4	
家族	介護負担	行動の問題による介護負担	6	12
		家族の疾病、障害による介護負担	3	
		高齢による介護負担	3	
	家族関係	家族の介護能力が低い	4	11
		家族関係が悪い	1	
		家族間の共依存	3	
		家族が支援を拒否する	2	
		身寄りがいない、家族と疎遠	1	
経済	貧困	収入が少ない	2	4
		出費が多い	2	
	金銭管理	浪費	1	4
		借金	2	
		金銭管理を支援する資源が不足している	1	

大 分 類	小 分 類	課 題	件 数	
権利擁護	虐待	養護者からの虐待	0	0
		サービス事業者からの虐待	0	
		使用者からの虐待	0	
		一時保護施設がない	0	
	成年後見制度	制度が活用されていない	0	0
		報酬の問題	0	
	触法	偏見	1	2
		類犯防止	1	
障害特性	障害の理解	本人に病識がない	3	9
		家族の理解が不十分	2	
		支援者の理解が不十分	4	
		地域住民の理解が不十分	0	
	対応の困難さ	緊急対応が必要	4	17
		意欲の低下	2	
		支援・介護拒否	3	
		支援者の連携ができていない	1	
		健康管理ができない	3	
		対人関係の問題	4	
子ども	家庭	家族の障害理解が不十分	3	6
		家族関係が悪い	1	
		養育能力が低い	2	
	保育所・学校	支援者の理解が不十分	2	8
		学校生活上の悩み	2	
		進路	3	
		不登校	1	
		連携が困難	0	
		児童養護施設からの地域移行	0	
医療	医療的ケア	人材の不足	0	2
		受け入れ先の不足	1	
		医療機関との連携	1	
	医療的な支援	未受診	0	1
		服薬管理	1	
その他	その他	その他	0	0